

いじめ等防止基本方針

比叡山中学校

1 いじめ等防止のための対策に関する基本方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または、身体に重大な危機を生じさせるおそれがある。従って本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ等防止のための対策を行う。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習し、その他の活動に取り組むことが出来るように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ等防止のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめ等の防止

- (ア) 学校の目標の1つに「正しいことが通る学校」を掲げ弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と建学の精神を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、朝礼や体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図る。
- (エ) 人権を尊重する精神の醸成や啓発のため、年2回の「人権デー」を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次の通り実施する。

- ・生徒対象いじめアンケート調査 年3回(各学期末)
- ・学級担任による生徒からの聞き取り調査 年2回
- ・「日記」等による日々の観察

(イ) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係わる相談が行えるよう次の通り相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用(週2回と隔週の土)
- ・保健室の役割

(ウ) いじめ等防止に関する教員の資質向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめ対策

インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われているいじめを防止及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ等防止に関する措置

いじめ等防止の対策のための組織「いじめ等防止委員会」の設置については、別紙に定める。

(3) 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大な事態が発生した旨を、県総務課に速やかに報告する。
- ② 県総務課と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意点

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取り組みを評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ② いじめを防止するための取り組みに関すること。

延暦寺学園比叡山中学校「いじめ等防止委員会」

(主旨)

第1条 この要綱は、国のいじめ防止対策推進法(平成25年6月28日公布)にもとづき、「いじめ等防止委員会」の設置および運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 校内に標記委員会を設置し、その徹底した取り組みを通して、いじめ・暴力行為等の防止に努め、中学生一人一人が心輝かせる学校を作ることを目的とする。

(組織)

第3条 「いじめ等防止委員会」委員は、学年団を除く生徒指導委員会のメンバーと養護担当で構成する。

メンバー：教頭、学年・教務・人権・生活指導・保健の各主任主事、養護
必要に応じて当該学年団・クラブ顧問が入るものとする。

「いじめ等防止委員会」委員長には、教頭があたる。

(組織)

第4条 「いじめ等防止委員会」は、関係部署の協力を得ながら、次のような取り組みを行う。

(1) いじめ等の未然防止にむけた取り組み

- ①人権を尊重する精神の醸成
- ②定期的なアンケートの実施
- ③相談体制の確立

教育相談の実施

スクールカウンセラー等との面談

④いじめ等防止にむけた研修会の実施

(2) 生起事案の状況把握および分析

(3) いじめ等を受けた生徒・保護者に対する相談・支援

(4) いじめ等を行った生徒・保護者に対する指導・助言

(5) 専門家への相談

(6) 県総務部総務課など関係諸機関との連携

(会議)

第5条 会議は定期的を開催するものとする。ただし、状況によっては即時開催ということもある。

付則 この要綱は、平成26年1月7日より施行する。